

日本労働年鑑 第51集 1981年版  
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

概要

一、昭和五五年版『環境白書』は、「環境汚染は全般に改善傾向を示すこととなった」と述べている。しかし、同じ白書自身によっても、自然破壊は進行し、都市における中小河川の汚濁、二酸化窒素などは改善されず、自動車・鉄道・航空機などによる公害は逆に増大している。

一、財界は、公害健康被害補償法を見直し、「大気汚染の影響がなくなった地域については、すみやかに指定を解除していくこと」などの環境・行政の見直しを主張、環境庁も、それらと同一歩調をとり、環境公害行政の後退がみられた。

一、公害の被害者らは、弁護士、学者・研究者、労働組合などとの協力関係を強化するなかで、環境・公害行政の後退にたいする反対闘争を展開し、地域指定解除阻止などにとりくんでいる。

一、滋賀県は、一九七九年一〇月に「琵琶湖富栄養化防止条例」を制定したが、条例を制定するうえで、一〇年前より合成洗剤追放運動にとりくんでいた滋賀地評など労働組合の果たした役割は大きい。

一、東京都環境アセスメント条例直接請求運動では、必要数を大幅に上まわる三六万人の署名が集められたが、条例案は一般傍聴人を制限するなど異例の事態のなかで強行否決された。

一、一九七九年四月に結成された「スモン被害者の恒久救済と薬害根絶をめざす全国実行委員会」は、五月から一〇月にかけて、一〇次にわたる「スモン全面解決要求大行動」を展開し、九月に、スモン全面解決への新たな道を開くものとなった「確認書」と「確認事項」の調印をかちとり、また国会では薬事二法が成立した。

一、一九七九年三月のスリーマイル島原発事故以降、地域住民、労働組合などの原発反対闘争が強化された。一九八〇年には新規操業開始が全くない状況となっている。

一、日教組は、NO2環境基準大幅緩和に反対し、全国的規模でNO2簡易測定を実施し、一万個以上のカプセルを回収した。

一、六年間にわたってすすめられている全施労の黄害訴訟裁判は鑑定書の提出、証人尋問などがおこなわれ、核心的部面に入っている。

一、自治労の自治研究全国集会、公害弁連の全国交流集会が開催されたが、その特徴の一つは、環境・公害行政の後退にたいする闘争が報告されたことであり、原発反対に関する報告が増大したことである。

---

■←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---